

「人権尊重のまち 鳴門」

～部落差別解消推進法を契機として～

問 市教育委員会生涯学習人権課 ☎088・686・8803 市役所人権推進課 ☎088・684・1148

平成28年12月に、部落差別のない社会を実現するため「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が成立し、部落差別解消に向けた取り組みが進められています。今月号では、部落差別解消推進法成立の背景や内容から、部落差別を重要な柱とした人権教育・啓発の大切さを考えていきます。

Q 1 部落差別解消推進法が制定されたことの意義は?



A 1 部落差別解消推進法の制定の意義は、部落差別が「考え方や理解の違い」の問題ではなく、新たに法律を制定して、解決に向けた取り組みを進めなければならないことを国が明確に示したことです。

Q 2 部落差別解消推進法はどのような内容?

A 2 部落差別解消推進法は、次の内容となっています。

◎部落差別の解消を初めて法律で明記

第1条で「部落差別は許されないものであるとの認識の下に…部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」と明記し、初めて部落差別の解決を目的として、国・地方公共団体が取り組む姿勢を示した法律です。

◎部落差別の解消について、国民全ての理解を深めると規定

第2条で「部落差別の解消に関する施策は、…部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めることにより、部落差別のない社会を実現する」とし、部落問題への理解を深める施策を推進することが部落差別のない社会の実現に向かうとしています。

◎国・地方公共団体に「部落差別の解消に関する施策」推進の意義を規定

これまででは、限定された「同和対策事業」の実施にとどまっていましたが、「部落差別の解消に関する施策を講ずること」を国の責務と地方公共団体の努力義務としました。

◎部落問題に関する教育・啓発の実施を規定

第5条で、国には「部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする」と、地方公共団体には「…地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう」努めることとしました。

Q 3 部落差別解消推進法が制定された背景は?



A 3 昭和40年に国へ出された「同和対策審議会答申」以降、国・地方公共団体をあげて同和問題をはじめとする人権課題の解消に取り組んできました。

しかし近年では、

◎インターネット上で部落差別を助長する書き込みや『全国部落調査』復刻版出版事件など確信犯的で悪質な差別事件の頻発

◎特別措置法失効後、部落差別の現実に対する認識不足の広がりや情報化の進展に伴って部落差別に関する状況が変化していること

などを踏まえ、部落差別解消推進法が制定されました。

これからのわたしたちが取り組むこと

部落差別は、身元調査や結婚・就職差別などの一部に見られるように、まだ完全には解消されていません。また、インターネット上で差別を受けても、解決が難しいといった厳しい現実が新たに生じています。



部落差別解消推進法の制定の意義や内容を市民一人ひとりが十分理解し、自分の問題として捉え、部落差別について、正しく知り、じっくり考え、確かな行動を続けることが、部落差別の解消につながるこれからわたしたちの取り組みなのです。